

支 部 規 程

(目 的)
第1条 支部は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下本協会という）の定款第4条に定める事業を各都道府県単位で円滑に展開するための組織として設置する。
(名 称)
第2条 支部の名称は、公益社団法人日本愛玩動物協会（都道府県）支部とする。
(設 置)
第3条 支部は、各都道府県に1つ置くことを原則とする。
2 支部の設置及び廃止は、本協会の理事会の議決によるものとする。
(性 格)
第4条 支部は、本協会の運営上の組織で、定款第2条の従たる事務所に該当しない組織であり、対外的事業について独立した法的権限を有しないものとする。
(構 成)
第5条 支部の構成員は次に定めるものとする。
(1) 本協会個人正会員で支部に登録したもの
(2) 本協会の一般会員で支部に登録したもの
(3) 支部は所定の手続きを行った会員をもって構成し、少なくとも10人以上の継続して活動可能な会員を必要とする。
(役 員)
第6条 支部に次の役員を置く。
(1) 支部長 1名
(2) 副支部長 2名以内
(3) 事務局長 1名
(4) 会計 1名
(5) 常任幹事 若干名
2 役員は相互にこれを兼任することができない。
3 支部長は支部の推薦を受けて、業務執行理事会の議決を経て会長が任命する。
4 支部長は個人正会員とする。
5 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。役員は後任が決定するまでその任にあたらなければならない。
(活 動)
第7条 支部の活動は、本協会の定款の目的、事業及び年次活動計画に則り、支部長の責任において行うものとする。

(会 計)
第 8 条 本協会定款第 7 章に準じ、支部で会計を処理する。
2 支部の経費は、本協会の事業費をもって支弁する。
3 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
(支部運営委員会)
第 9 条 支部の運営を円滑に行うため、協会本部に支部運営委員会を設置する。
支部運営委員会は、次の事項を審議し会長に答申する。
(1) 支部長を除く支部役員の委嘱に関する事項
(2) 支部の活動計画、収支予算に関する事項
(3) 支部の会計及び業務監査に関する事項
(4) 支部運営に必要な基準に関する事項
(5) 支部長会議に関する事項
(6) その他支部の円滑な運営のために必要な事項
(支部長会議)
第 10 条 支部の円滑な運営を図るため、支部長会議を開催する。
2 支部長会議は、少なくとも開催の 14 日前までに書面をもって会長が招集する。
3 支部長会議は、次の事項を審議する。
(1) 支部の年次活動計画・収支予算
(2) 支部の年次活動報告・収支決算報告
(3) 支部相互の連絡、調整
(4) 協会本部への要望、提案、その他支部運営の円滑化のために必要な事項の提案
4 支部長会議の議長は、支部担当執行理事がこれに当たる。
5 議長は、支部長会議の審議事項の報告書を開催後 30 日以内に作成し、会長に提出しなければならない。
(役員解任)
第 11 条 支部が本協会の諸規則に違反したとき、又は本協会の指示に従わず事業目的から著しく逸脱した行為があったときは、理事会の議決を経て、業務の一部停止、および支部役員の一部又は全部の解任を命じることができる。
(改 廃)
第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。
付 則
1. この規程は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。